

令和2年度 札幌市奨学生（補充採用）募集のお知らせ

札幌市教育委員会

札幌市では、能力があるにもかかわらず経済的理由で修学困難な学生・生徒を支援し、有用な人材を育成することを目的として、返済の必要がない給付型の「札幌市奨学金」を支給しています。

札幌市奨学生の「補充採用」は、大学等または高等学校等に在学している方を対象として募集します。応募される方は、以下の説明をよくご覧のうえ、在学している学校にお申込みください。

1 支給額・募集人数

採用区分	種別	支給額		募集人数
		奨学資金(※1)	入学支度資金(※2)	
大学等の部	国公立	月 6,000 円	14,000 円	40 人程度
	私立	月 9,000 円	21,000 円	
高等学校等の部	国公立	月 5,000 円	10,000 円	150 人程度
	私立	月 8,000 円	15,000 円	

(※1) 奨学資金は、年に3回、各回につき4か月分ずつをまとめて支給します。

(※2) 入学支度資金は、1年生を対象に、奨学資金の初回支給時に上乗せして支給します。

2 応募資格

次の5つの要件をすべて満たす方で、在学している学校からの推薦を受けられる方。

(1) 「本人」または「生計維持者」のうち少なくともどちらか一方が札幌市内に居住していること

- ・「生計維持者」は原則両親（離別、死別等で親が1人の場合はその1人のみ）です。
- ・両親ともにいない場合で、本人の生計を支える方がいる場合は、その方が「生計維持者」です。
- ・親などからすでに経済的に独立して本人（または配偶者）の収入で生計を維持している方は、本人（または配偶者）が「生計維持者」となります。【生計維持者について詳しくは4ページをご覧ください】

(2) 令和2年度に、札幌市奨学金の対象となる大学等又は高等学校等に在学していること

- ・大学等… 学校教育法に定める大学（大学院を除く）、短期大学、高等専門学校（4・5 学年）、2 年制以上の専修学校専門課程
- ・高等学校等… 学校教育法に定める高等学校、中等教育学校後期課程、高等専門学校（1～3 学年）、3 年制以上の専修学校高等課程、特別支援学校高等部（高校の教育課程に準ずる教育を行う学校のみ）

※ 専修学校一般課程、各種学校、省庁大学校、職業訓練施設などは対象になりません。

(3) (大学等の部) 高校等を初めて卒業した日から3年以内に現在の大学等に入学していること
(高等学校等の部) 中学校等を初めて卒業した日から3年以内に現在の高校等に入学していること

(4) 保有する資産について、次の要件に該当すること

- ・本人と生計維持者の資産の合計が2,000 万円以下（生計維持者が1人の場合は1,250 万円以下）

※「資産」は、現金、預貯金、有価証券、投資用資産として保有する貴金属等を指し、土地等の不動産や自動車等は含みません。

(5) 学業成績が優秀（直近3年分の5段階評定平均値3.0以上）で性行が善良であること

3 応募に必要な書類 ①～④は全員必須、⑤は該当する方のみ

①『札幌市奨学生（補充採用）願書』

- ・ 別紙の「記載例」を参考に、必要事項を記入、捺印してください。

②『札幌市奨学金 振込口座届』

- ・ 学生・生徒本人名義の口座に限ります。本人以外の名義（ご家族の名義など）の口座は使用できません。
- ・ 預金通帳などのコピー（金融機関名、店名・店番号、預金種目、口座番号、名義人のカナ氏名が表示されているもの）を必ず添付してください。

③ 成績証明書（過去3年分）

- ・ 直近の過去3年分（例：高校2年生の方は、高1・中3・中2の分）の成績証明書が必要です。
- ・ 在学している（いた）学校に請求してください。様式は各学校のもので構いません。

④ 生計維持者の「令和元（平成31）年中の収入を証明する書類」・・・下表参照

- ・ ①の願書の「生計維持者」欄に記入した方の収入・所得等の証明書類が必要です。
- ・ 無収入の方は原則不要ですが、選考で必要と認めるときは公的証明等の提出を求める場合があります。
- ・ 生計維持者以外（親が生計維持者の場合で、同居する祖父母や兄弟姉妹など）の分は不要です。

収入等の種類		必要な証明書類（いずれもコピーで構いません）
生活保護を受けている方		「生活保護受給証明書」 （世帯主のみではなく世帯全員が記載された証明が必要です。）
生活保護を受けていない方	給与収入	「令和元年分 給与所得の源泉徴収票」
	事業収入(自営業の方など)	「令和元年分 確定申告書(第1表・第2表)の控」
	年金収入	次のうちいずれか1点 ・「令和元年分 公的年金等の源泉徴収票」 ・直近の「年金額改定通知書」 ・直近の「年金振込通知書」
	児童扶養手当 特別児童扶養手当	令和元年中の支給額が分かる証書または受給証明書 (児童扶養手当証書の場合は令和元年11月更新後のもの)
	仕送り (養育費、生活費など)	令和元年中の収入総額が分かるもの(入金されている通帳など) 証明できるものが全くない場合は、願書の特記事項欄に、相手方・内容・金額・証明できるものがない理由を記入してください。
	雇用保険失業給付	「雇用保険受給資格者証」(氏名・受給期間・受給額が記載された部分)
	その他	収入額、受領日、内容などが分かるもの

「平成31年度 所得証明書」は、平成30年中の収入(所得)の証明のため、今回の申請には使用できません(添付していただいても無効となります) のでご注意ください。

⑤【該当する方のみ・任意】 障害者手帳（氏名・等級が記載されている部分）のコピー

- ・ 申請者本人が障害者手帳を所持している場合、若干名を「障がい者特別枠」として優先的に採用します。
- ・ 世帯員が障害者手帳を所持している場合は、生計維持者の収入(所得)から一定額の控除が可能となり、審査で有利になる場合があります。
- ・ 提出は任意です。上記の優遇措置を希望されない方は提出不要です。

4 提出先・期限

上記3「応募に必要な書類」一式をそろえて、次のとおり提出してください。

記載内容や添付書類に不備があると、審査で不利になる場合や、不採用になる場合があります。学校に提出する前に、書類の記載・捺印漏れや添付書類の不足・誤りなどがないか必ずご確認ください。

提出先：在学している学校

提出期限：学校により異なります。学校に確認のうえ期限を厳守して提出してください。

5 採用者の選考

学校の推薦を受けて応募された方から、願書の記載内容、学業成績（※1）、生計維持者の収入(所得)（※2）、学校からの推薦書をもとに、採用者の選考を行います。選考の結果は、採否にかかわらず、7月頃をめどに郵送でお知らせいたします。

なお、不採用者のうち、「高等学校の定時制課程に在学する方」および「障害者手帳をお持ちの方」（※3）のみを対象に再度選考を行い、若干名を「定時制特別枠」「障がい者特別枠」として2次採用します。

（※1）学業成績は、直近の過去3年分の全履修科目の評定を審査の対象とします。（高いほうが有利）

（※2）生計維持者の収入(所得)は、前年中の収入(所得)を審査の対象とします。（低いほうが有利）

（※3）有効な障害者手帳のコピーを添付していただく必要があります。（2ページの3⑥参照）

6 他の奨学金との併給について

高等学校等の部においては、「札幌市特別奨学金」（下記参照）と同時に受けることはできません。「札幌市奨学金」と「札幌市特別奨学金」の両方に採用された場合は、どちらか一方を辞退していただきますので、あらかじめご了承ください。

札幌市特別奨学金以外の奨学金との併給は制限していません。また、国が実施する各種就学支援制度（高等学校等就学支援金、高校生等奨学給付金、大学等の修学支援制度（授業料等減免・給付型奨学金）など）と同時に受けることも可能です。

なお、札幌市以外が実施している各種奨学金には、他の奨学金との併給を制限しているものもありますので、札幌市以外の奨学金を受けている方や申請予定の方は、当該奨学金の規約や募集要項等をご確認ください。

「札幌市特別奨学金」とは

生活困難な世帯の生徒に技能習得のための学資を支給し、世帯の経済的自立を図ることを目的とした給付型の奨学金です。札幌市奨学金と同時に受給することはできません。

対象となる方は、以下の学校に在学及び進学予定で、本人又はその養育者が札幌市民であり、かつ現に生活保護を受けているか生活保護を必要とする状態（収入が生活保護基準額の1.5倍以内）にある方です。

○高等学校の普通科以外の職業学科（工業、商業、家庭、看護、福祉、情報、農林水産）

○専修学校（高等課程） ○各種学校（高等学校相当課程） ○特別支援学校（高等部）

※ 札幌市特別奨学金の担当部署：札幌市子ども未来局子育て支援課 電話 011-211-2988

7 参考（過去の採用実績）

過去数年間の採用実績（収入額と成績のボーダーライン）は、おおむね次のとおりです。

あくまでも過去の実績にもとづく「目安」であり、実際のボーダーラインは申請者の状況によって毎回変動します。また、年収の目安については世帯の構成や世帯員の状況などによっても大きく異なる場合があります。

このため、下表に該当することをもって採用が保証されるものではありません。また、該当しない（収入が超過する場合や成績が満たない場合）でも採用される可能性がないとは限りませんのでご了承ください。

学校種別		世帯構成（モデル世帯）別 年収の目安			成績の目安 （直近3年分の5段階 評定の平均値）
		両親＋本人	両親＋本人 ＋中学生	両親＋本人＋ 中学生＋小学生	
大学 短期大学	国公立	360 万円以下	420 万円以下	464 万円以下	おおむね 4.7 以上
	私立	438 万円以下	504 万円以下	548 万円以下	
専修学校（専門課程）	国公立	312 万円以下	370 万円以下	510 万円以下	
	私立	395 万円以下	460 万円以下	504 万円以下	
高等学校 高等専門学校 専修学校（高等課程）	国公立	316 万円以下	373 万円以下	414 万円以下	おおむね 3.5 以上
	私立	377 万円以下	440 万円以下	484 万円以下	

※ 上表の「年収の目安」は、両親のうち1人に給与収入（公的年金・手当を含む）がある場合の「収入」の金額の目安であり、自営業の方などの「所得」（売上などから必要経費を差し引いた金額）とは異なります。

「生計維持者」について

札幌市奨学生の選考においては、生計維持者の前年中の収入（所得）を審査の対象とします。「生計維持者」の考え方は次のとおりです。

- ・両親がいる場合は、両親2名が生計維持者となります。収入の有無や多寡は関係ありません。
- ・離婚や死別で親が1人の場合や、両親がいるが一方が失踪やDVなどの特別な事情がある場合などは、生計維持者は1人だけとなります。
- ・両親ともにいない場合で、本人の生計を支えている方（未成年後見人、祖父母、その他親戚など）がいる場合は、その方が生計維持者です。複数人いる場合は、主たる方1人を生計維持者とします。
- ・親などからすでに経済的に独立して学生・生徒本人の収入で生計を維持している場合は、本人が生計維持者となります。また、結婚していて主に配偶者の収入で生計を維持している場合は、配偶者が生計維持者となります。
- ・親以外が生計維持者となっている方は、生計維持関係が分かる書類（健康保険証のコピー等）を別途提出していただく場合があります。

令和2年3月



<お問い合わせ先>

〒060-0002 札幌市中央区北2条西2丁目 STV 北2条ビル3階
札幌市教育委員会学校教育推進課学事係
電話：011-211-3851 FAX：011-211-3852